

日本骨髄腫患者の会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は「日本骨髄腫患者の会」(以下「患者の会」)という

(事務局)

第2条 患者の会は事務局を大阪府堺市におく

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 患者の会は、多発性骨髄腫患者およびその家族等に対して、多発性骨髄腫に関する正しい知識を高め、明るい療養生活を送れるよう患者およびその家族等の相互の親睦を図ると共に骨髄腫の原因究明と治療法確立ならびに社会的対策を促進することを目的とする

(活動)

第4条 患者の会はその目的を達成するため次の活動を行う

1. 機関誌「がんばりまっしょい」の発行
2. web サイトによる情報提供
3. その他、骨髄腫および治療に関する情報提供
4. セミナー、地方ブロック会による情報提供および患者、患者家族同士の交流
5. 骨髄腫の完全治癒を実現するための活動
6. その他目的達成に必要な活動

第3章 会 員

(種別)

第5条 患者の会に次の会員をおく

1. 正会員 患者の会の目的に賛同して入会した骨髄腫患者およびその家族等
2. 賛助会員 患者の会の活動を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第6条 患者の会へ入会を希望する個人および団体は、所定の手続きによって申し込まなければならない

(会費)

第7条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が逝去、または会員である団体が消失したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったとき、役員会の議決によって除名することができる。ただし、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

(1) 患者の会の会則に違反したとき

(2) 患者の会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別等)

第11条 患者の会は役員として、代表1名、副代表若干名、理事若干名および会計監査1名を置く

2. 患者の会は有償のボランティアとして、謝金を支払う役員を若干名置くことができる

(選任等)

第12条 役員は総会において選任する

2. 代表および副代表は役員の間で互選とする

3. 会計監査は代表が役員以外から任命もしくは委嘱する。会計監査は会員でなくてもよい

(役員の仕事)

第13条 代表は会務を総括する。副代表は代表を補佐し代表不在のときはこれを代行する

2. 理事は役員会を通じて本会の運営に参画し、会則の定めるところによりその職務を行うものとする

3. 会計監査は会計の監査を行う

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とする。ただし再選を妨げない

2. 補欠のためまたは増員によって就任した役員の仕事は前任者または現任者の仕事の残存期間とする

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は任期満了、辞任、解任による

2. 役員が次の各号の一に該当するに至った場合、総会において解任することができる。ただしその役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない

1) 心身の故障により職務遂行に堪えないと認められたとき

2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 総会

(種別)

第 16 条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会合による総会が困難な場合は、通信による総会も可能とする

(構成)

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する

(権能)

第 18 条 総会は、以下の事項について議決する

- 1) 会則の変更
- 2) 会計報告に関する事
- 3) 解散および合併
- 4) 役員を選任または解任

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する

2. 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する

- 1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2) 会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 20 条 総会は代表が招集する

2. 総会を招集するときは、日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する

(定足数)

第 22 条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない

(議決)

第 23 条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする

2. 総会の議事は総会出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(表決権等)

第 24 条 各正会員の表決権は、平等なものとする

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の適用については、総会に出席したものとみなす

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない

第6章 役員会

(役員会)

第 25 条 役員会は代表、副代表、および理事をもって構成し、本会の運営にあたる。会計監査は役員会に出席しない

(権能)

第 26 条 役員会は以下の事項について議決する

- 1) 総会に付議すべきこと
- 2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- 3) 事業計画に関すること
- 4) 入会金および年会費の額
- 5) その他、患者の会の運営に関すること

(開催および招集)

第 27 条 役員会は、年2回開催する

2. 臨時役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- 1) 代表が必要と認め招集の請求をしたとき
- 2) 役員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した文書をもって招集の請求があったとき
- 3) 役員会は役員会議長が招集する

(議決)

第 28 条 役員会の議事は出席役員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

第7章 会計

(会計)

第 29 条 患者の会の運営に必要な費用は会費と寄付金およびそれらの預金利息を充てる。

(会計年度)

第 30 条 患者の会の会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第8章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第 31 条 患者の会が会則を変更しようとするときは、総会出席正会員の3分の2の議決を得なければならない

(解散)

第 32 条 患者の会は、次にあげる理由により解散する

1) 総会の決議

2) 患者の会が解散するときは、総会出席正会員の3分の2の議決を得なければならない

第9章 雑則

(細則)

第33条 患者の会の運営に関する細則は役員会において定める

附則

本会則は、2010年11月21日より施行する

本会則の変更は、2016年5月29日より施行する

本会則の変更は、2017年5月21日より施行する
